

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、内部質保証推進規程（資料2-1）の制定により、下記のとおり内部質保証のための全学的な方針及び手続を設定している。また、大学評価のオリジナルウェブサイトでは、内部質保証推進規程とあわせて内部質保証推進体制を概念図化し、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示、公表している（資料2-2【ウェブ】）。

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 [第1条、第2条第1項]
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として内部質保証推進会議を置き [第2条第2項]、学部及び大学院研究科にはそれぞれの教育の質保証を行うための質保証委員会を置くこと [第2条第3項]
- ・内部質保証推進会議の権限と役割 [第4条]
- ・内部質保証推進会議と質保証委員会との役割分担 [第7条]
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセス） [第3条]

本学は、内部質保証推進規程第3条の規定に基づき、大学の自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進している。自己点検・評価の体制や方法等の必要な事項については、自己点検・評価規程を制定し、明示している（資料2-3）。

本学の内部質保証システムは、学長が、内部質保証推進会議（内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織）を通して、学部及び大学院研究科その他の組織における教育の質保証に係る取組の支援や取組状況の確認、取組結果の検証を行い、同会議からの報告をもとに大学として必要な措置を講じて更なる改善と向上を図る仕組みとなっている。また、学部及び大学院研究科における教育の質保証を担い、内部質保証推進会議との連携を図りやすくするため、それぞれに質保証委員会を置くこととしている。

本学では、大きく次のプロセスでもって内部質保証システムを運用している。

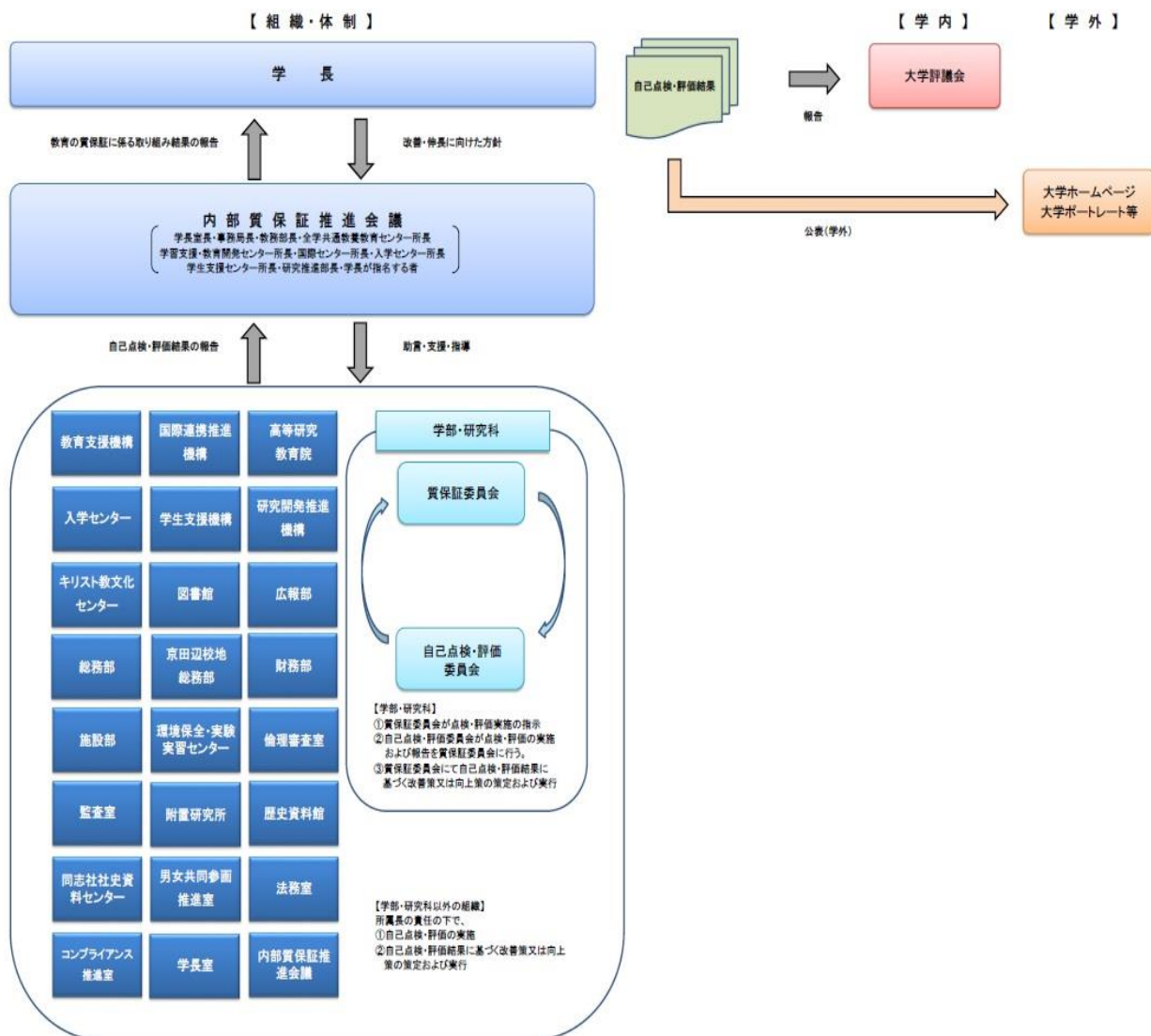
- ①内部質保証推進会議は、自己点検・評価項目の設定、自己点検・評価に係る手続等をまとめた自己点検・評価実施要項を策定し、全学に周知する。
- ②各組織は、所属長の責任の下で自己点検・評価を行い、その結果に基づき各組織の課題に対する改善策や向上策、新たな計画等を策定、実行するとともに、自己点検・評価結果の内容を内部質保証推進会議に報告する。とりわけ学部及び大学院研究科においては、自己点検・評価規程第2条第2項に自己点検・評価委員会を設置すると規定しており、同委員

会が自己点検・評価を実施し、その結果を当該組織の質保証委員会に報告する。質保証委員会は、自己点検・評価結果に基づき当該学部又は大学院研究科の課題に対する改善策や向上策、新たな計画等を策定、実行するとともに、自己点検・評価結果の内容を内部質保証推進会議に報告する。

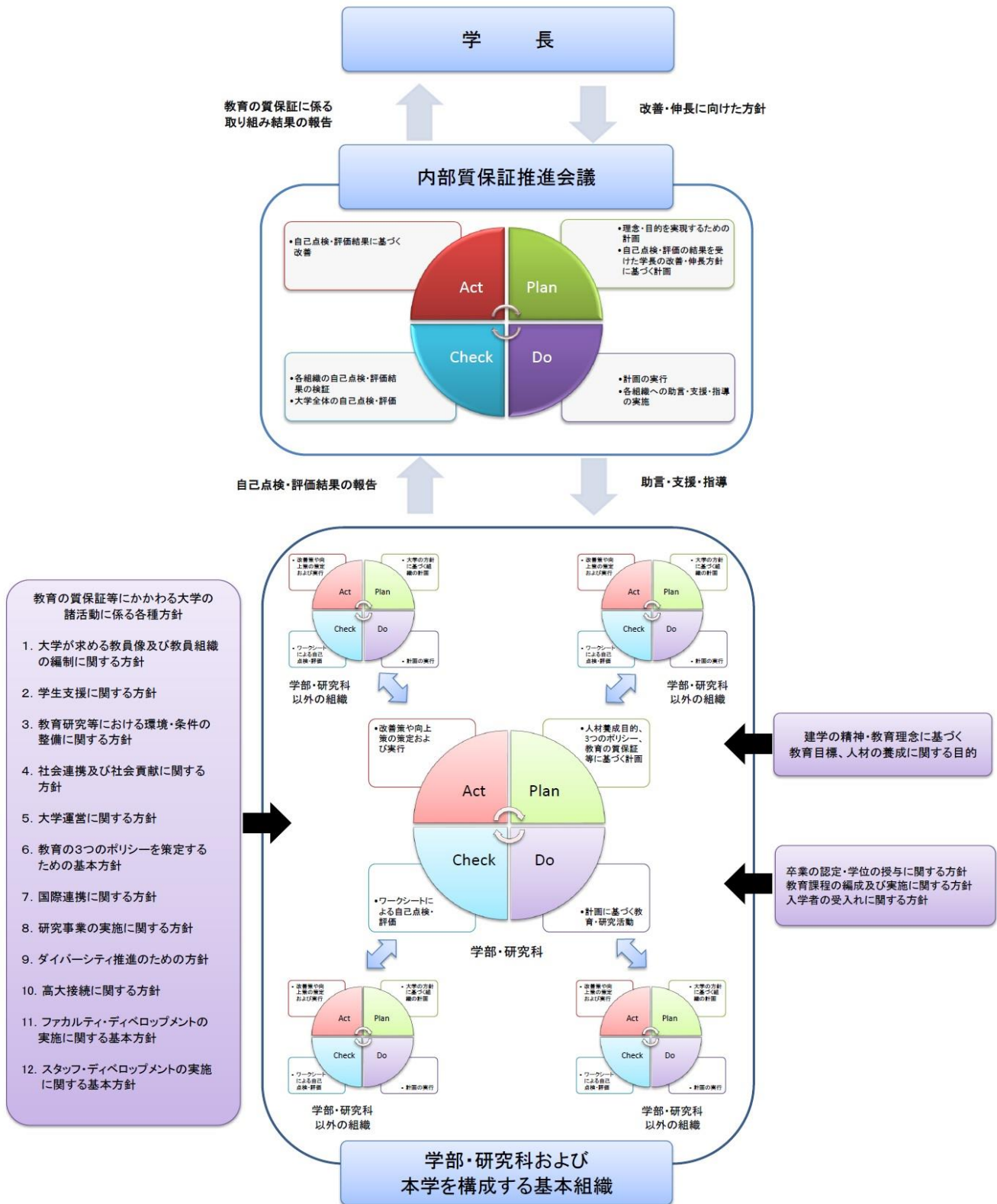
③内部質保証推進会議は、本学の教育研究組織の設置状況、大学運営及び内部質保証システムの適切性についての点検・評価を行うとともに、各組織からの報告を受けて全学の自己点検・評価結果を検証する。そして、検証内容に基づいて大学としての改善策や向上策、新たな計画等を立案のうえ、内部質保証の状況を学長に報告する。

④学長は、内部質保証推進会議から取組結果等について報告を受け、必要な措置を講じるとともに、同会議自体についても、その活動状況からして改善の必要があると認めた場合に適切な措置を講じる。

[内部質保証推進システム]



[内部質保証推進体制概念図]



点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学は、内部質保証推進規程第2条第2項の規定に基づき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として内部質保証推進会議を設置し、本会議の任務は内部質保証推進規程第4条で規定している（資料2-1）。

本会議の構成は、内部質保証推進規程第5条で、学長室長、事務局長、教務部長、全学共通教養教育センター所長、学習支援・教育開発センター所長、国際センター所長、入学センター所長、学生支援センター所長、研究推進部長及び学長が指名する者1名と規定している（資料2-1）。構成員については、実質的な討議ができる規模であり、かつ全学的な観点でもって大学を俯瞰でき、そして、大学の諸活動に責任を持って対応できる立場であることを重視した。そのため、教育、研究、学生支援、国際連携、管理運営等の本学の諸活動を所管ないしは統括する各組織の学長任命による役職者等10名としている。

なお、各学部及び大学院研究科に置く質保証委員会の構成についても、それぞれの組織の執行を担い、教育の質保証に責任を持って対応できる立場であることを重視し、内部質保証推進規程で同委員会申合せの様式を規定することにより、学部長又は研究科長、主任及び事務長と定めている（資料2-1）。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学は、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針（以下「教育の3つのポリシー」という。）の策定のための全学としての基本的な考え方を「同志社大学教育の3つのポリシーを策定するための基本方針」としてまとめ、各方針についての策定の単位及び記述方針を設定している（資料2-4）。

本学は、内部質保証に係る取組の促進を図るため「ビジョン2025」の中期行動計画において学習成果の把握と内部質保証システムの確立を掲げ、2016年度に内部質保証システムの見直しに着手して「同志社大学内部質保証推進規程」の制定に至り、2017年度から内部質保証推進会議を設置した（資料2-1）。とりわけ学部及び大学院研究科においては、その教育のPDCAサイクルを機能させるべく、内部質保証推進規程第2条第3号の規定に基づき、

それぞれに質保証委員会を置くこととしている（資料 2-1）。

本学は、新たな内部質保証システムを構築した 2017 年度以降、次のとおり、教育の PDCA サイクルを機能させる取り組みや、自己点検・評価活動の実施にあたっている。

[2017 年度]

- 本学は、内部質保証推進会議と学部及び大学院研究科その他の組織との連携を図って教育の PDCA サイクルを機能させる前提として、人材の養成に関する目的と教育の 3 つのポリシーのほか、前述の「同志社大学教育の 3 つのポリシーを策定するための基本方針」をはじめとする大学の諸活動に係る方針や計画を内部質保証推進会議で検討した
- 内部質保証推進会議は、自己点検・評価活動に係る点検・評価項目や評価の視点を設定するとともに、自己点検・評価実施要項等を策定した（資料 2-5）。

[2018 年度]

- 前年度、内部質保証推進会議にて検討した「同志社大学教育の 3 つのポリシーを策定するための基本方針」をはじめとする大学の諸活動に係る方針を部長会での審議を経て設定した（資料 2-2【ウェブ】）。
- 学部及び大学院研究科その他の組織は、内部質保証推進会議の統括の下、自己点検・評価実施要項に沿って自己点検・評価を実施した（資料 2-5）。
- 内部質保証推進会議は、自己点検・評価結果を検証し、とりわけ大学として早急に対応を要する事項について、対応策とあわせて学長に提言した（資料 2-6）。

[2019 年度]

- 学長は、内部質保証推進会議からの提言を受け、「2018 年度自己点検・評価結果を踏まえて対処する事項」（以下「部長会決定事項」という。）を部長会で審議決定し、その旨を大学評議会で報告するとともに、学部長や研究科長等に、課題への対応の要請や改善指示を行った（資料 2-7）
- 内部質保証推進会議は、部長会決定事項の進捗状況を確認することを意図した 2019 年度の自己点検・評価項目を設定し、自己点検・評価実施要項等を策定した（資料 2-8）
- 学部及び大学院研究科その他の組織は、内部質保証推進会議の統括の下、自己点検・評価実施要項に沿って自己点検・評価を実施した（資料 2-8）。
- 内部質保証推進会議は、自己点検・評価結果を検証し、部長会決定事項の進捗状況を確認した（資料 2-9）。

本学では、内部質保証システムを有効に機能させるべく、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応状況を自己点検・評価し、不十分な内容については、前述の大学として早急に対応を要する事項に含めている（資料 2-7）。なお、本学は過去 5 年間、設置計画履行状況等調査において行政機関から指摘事項を受けていないが（基礎要件確認シート 3）、認証評価機関からの指摘事項に対応を要する状況にある。

まず、2018 年度に司法研究科法務専攻及びビジネス研究科ビジネス専攻が、（公財）大学基準協会（以下「JUAA」という。）で専門職大学院認証評価を受審し、その結果、司法研究科法務専攻は 2 つの問題点、ビジネス研究科ビジネス専攻は 11 の検討課題の指摘があり、それぞれの質保証委員会で順次取り組んでいるところである（資料 2-10、2-11【全てウェブ】）

次に、本学は、2013 年度に JUAA で機関別認証評価を受審しており、この評価結果に係る

「改善報告書」を JUAА に提出した (2017 年 7 月)。「改善報告書」に対する JUAА の検討結果 (2018 年 5 月 30 日付) では、今回の機関別認証評価受審時に、次の指摘事項に関して改善状況を再度報告するよう求められている (資料 2-12【ウェブ】)。

2017 (平成 29) 年度の収容定員に対する在籍学生数比率に関し、理工学部において電気工学科で 1.26、機械システム工学科で 1.31、エネルギー機械工学科で 1.20、化学システム創成工学科で 1.20 と高いので、次回大学評価申請時に改善状況を再度報告されたい。

本学では、適宜、学長が部長会において全学部に対して定員管理に留意することを求めている (資料 2-13)。理工学部で継続的に定員管理の厳格化に努めた結果、年次進行とともに収容定員に対する在籍学生数比率が改善している。指摘を受けた理工学部 4 学科の 2019 年 5 月 1 日現在の状況は、電気工学科 1.10、機械システム工学科 1.15、エネルギー機械工学科 1.08、化学システム創成工学科 1.04 となっている。(大学基礎データ表 2)

また、上述の「改善報告書」に対する JUAА の検討結果では、引き続き一層の努力が望まれると指摘された事項が 4 点あり、これらは以下のとおり対応している。

- ①教員組織 (努力課題 No. 1) については、教員の採用・昇格の基準が大学全体として定められているものの、一部の研究科を除き学部・研究科ごとに定められていない点に関し、神学部、社会学部、経済学部、政策学部、文化情報学部、理工学部、神学研究科、社会学研究科、経済学研究科、総合政策科学研究科、文化情報学研究科、理工学研究科、司法研究科、ビジネス研究科においては、未だ基準が制定されておらず、グローバル・コミュニケーション学部においては、昇格の基準は制定されていたものの、採用の基準については制定されていない。これらについては、2018 (平成 30) 年度の制定に向けて検討を進めているとのことであったので、引き続き改善が望まれる

2018 年度の自己点検・評価の結果、未だ基準が制定できていない学部・研究科があり、本指摘事項への対応を部長会決定するとともに (資料 2-7)、学長は該当する学部長及び研究科長に対して、2019 年 7 月末までと期限を設定のうえで基準を制定すること、制定した規則類を内部質保証推進会議に提出することを求めた (資料 2-14~2-22)。その結果、全ての学部及び大学院研究科において基準が制定できている (資料 2-23~2-43)

- ②教育課程・教育内容 (努力課題 No. 4) については、社会学研究科博士後期課程については、2018 (平成 30) 年度からコースワークを導入することを目指して検討を進めている段階であるため、改善が望まれる。

社会学研究科博士後期課程においても、2018 年度からコースワークを導入できている (資料 1-4、2-44)。

- ③教育方法 (努力課題 No. 6) については、教育支援機構長を議長とする「教務主任会議」において、毎年シラバスの記載上の留意点を確認しており、神学研究科においても、教務主任を中心にシラバスの点検体制の整備に努めている。しかし、当該研究科博士前期課程のシラバスには、依然として具体性に欠ける箇所が散見されることから、引き続き改善が望まれる。

「改善報告書」に対する JUAА の検討結果を受理した後、次のとおり対応し、シラバスの充実に努めている。

- 内部質保証推進会議では、シラバスにおいて「授業内容」の記述が不十分な科目が一部あると判断し、とりわけ大学として早急に対応を要する事項として、対応策とあわせて学長に提言した（資料 2-6）。
- 上記を受け、部長会では、当該研究科で可及的すみやかに「具体性に欠ける」シラバスを検証・改善すること、シラバスの充実に向けて「教務主任会議」を通して毎年度シラバス記載における留意事項をより丁寧に確認すること、その内容を学部・研究科それぞれのファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）での必須項目とすることを決定した（資料 2-7）。
- 学長は、教育支援機構長に対し、1) 2020 年度のシラバス作成にあたり、とりわけ授業計画・授業内容の記載についてより具体的な注意喚起をすること、2) 学部や大学院研究科の FD においてシラバス充実のための取組が促進されるために学習支援・教育開発センターから FD 推奨テーマを学部・研究科に提示する際には、シラバスの充実も含め、優れたシラバスの事例やシラバス充実に向けた取組等もあわせて紹介して FD を支援することを指示した（資料 2-45）。
- 教務主任会議では、毎年度確認しているシラバスの整備方針を見直し、2020 年度の方針を修正した。具体的には、「例えば「発表とディスカッション」など、授業内容ではなく授業の方法だけを記述した同一文言を並べるのは不可」と例示するとともに、記載内容の点検において留意事項に照らして明らかに不備が認められる場合、これまでは「担当者に改善の要望を行う」としていたが、次年度は「改善を依頼し、再度不備がないか確認する」とした。（資料 2-46）。

- ④学生の受け入れ（努力課題 No. 10）については、収容定員に対する在籍学生数比率が、神学研究科博士後期課程で 2.13 と依然として高く、経済学研究科博士前期課程、商学研究科博士前期課程でそれぞれ 0.28、0.16 と依然として低いので、改善が望まれる。

該当研究科の改善状況は次のとおりである。

- 神学研究科博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率は、2018 年度 1.73、2019 年度 1.93 と改善を図っている（大学基礎データ表 2）。
- 経済学研究科博士前期課程は、研究科内の大学院運営委員会の下で大学院入学試験説明会の開催やキャリア支援に係る事業の展開等の取組を積み重ね、その収容定員に対する在籍学生数比率は、2018 年度に 0.45 まで高まり、2019 年度は 0.59 となって改善した（大学基礎データ表 2）。
- 商学研究科博士前期課程の収容定員に対する在籍学生数比率は、2019 年度の時点でも 0.12 である。同研究科では、商学研究科強化対策委員会を設置し、収容定員の充足に向けて定員管理や入試方法等について議論を重ねているが、具体的な取組を実践できていない状況にある（大学基礎データ表 2）。

本学は、内部質保証推進会議が、学部及び大学院研究科その他の組織の自己点検・評価を客観的に精査する機能を果たし、第三者評価（機関別認証評価及び専門職大学院認証評価）の受審を通して学外から客観的な評価を受け、本学の自己点検・評価の客観性、妥当性を確保することとしている。加えて、本学の内部質保証の妥当性を、外部評価を通して確保することができるよう、内部質保証推進規程第 2 条第 5 号で外部評価委員会を置くことができる旨を規定している（資料 2-1）。なお、新たな内部質保証システムを構築した 2017 年度以

降、外部評価委員会の設置と外部評価の実施には至っていない。

また、自己点検・評価規程において学部及び研究科の自己点検・評価委員会申合せの様式を規定し、当該組織の自己点検・評価活動の客観性及び有効性を高めるため、学外有識者1名を委員に加えることができるとしている（資料 2-3）。例えば、司法研究科では学外有識者を自己点検・評価委員会の構成員とし、自己点検・評価結果の客観性及び有効性を高めるよう努めている（資料 2-47【ウェブ】）。

その他、脳科学研究科は5年に一度、法学部・法学研究科は毎年度、外部評価を実施しており、それぞれの諸活動に係る事業評価を受けて、教育の質的向上に努めている（資料 2-48、2-49【ウェブ】）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学は、大学に関わるあらゆる情報を、大学ウェブサイトを通して積極的に公表しており、学校教育法施行規則第172条の2第1項及び第2項の規程に規定されている教育研究活動や、その他の諸活動の状況についての情報の公表に対応できている（基礎要件確認シート5）。また、同じ性質の情報が分散するわかり辛さを引き起こす危険性があることから、「同志社大学の情報の公表」ページを大学ウェブサイトにも別途設けて分類し、明快で包括的かつ体系的な情報公表にも留意している（資料 2-50【ウェブ】）。

加えて、学校教育法第109条第1項で規定されている自己点検・評価結果については、大学評価オリジナルウェブサイトでも公表している（基礎要件確認シート4、資料 2-51【ウェブ】）。

教育職員免許法施行規則第22条の6で規定されている各種情報についても、免許資格課程センターオリジナルウェブサイトでも公表できている（基礎要件確認シート5、資料 2-52【ウェブ】）。

財務情報については、学校法人同志社ウェブサイト「同志社の財政」にて法人の事業計画・予算、補正予算、決算及び監査報告書を過年度分も含めて公表し、大学ウェブサイト「経営情報」にて大学の予算と決算についての情報を在学生にもわかりやすいように解説を付した状態で過年度分も含めて公表している（基礎要件確認シート6、資料 2-53【ウェブ】、2-54【ウェブ】）。

その他、本学は、大学ポータルサイトにおいても積極的に教育等の情報を公表するとともに、毎年度情報を更新している（資料 2-55【ウェブ】）。

情報の公表にあたっては、正確性、信頼性を担保するため、広報部の統括の下、大学ウェブサイトの掲載情報の確認及び更新を毎年全学的に実施している。加えて、学長室では「同志社大学情報の公表」ページについて、最新情報に更新されていない状態やウェブサイトのリンク切れの状態がないかどうかを定期的に確認し、必要に応じて更新している。

さらに、本学では、自己点検・評価における根拠資料や各種分析における資料として活用するほか、各種の公表情報の正確性、信頼性を補完するため、毎年度、教育研究及び管理運営に関する基礎データ及び基本情報を『同志社大学基礎データ集』として集約し、大学ウェブサイトで公表している（資料 2-56【ウェブ】）。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性 評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、2017 年度以降の新たな内部質保証システムの下、2018 年度に学部及び大学院研究科その他の組織で自己点検・評価を実施し、その結果を内部質保証推進会議での検証を経て、とりわけ大学として早急に対応を要する事項を部長会で決定のうえ、2019 年度冒頭から改善や向上に取り組んでいる（資料 2-7）。そして、2019 年度は、これらの進捗状況を自己点検・評価し、内部質保証推進会議での検証を経て、各組織において改善のための取組を継続している（資料 2-8）。内部質保証システムを見直す以前は、大学の取組を全学的に確認した後、各組織の活動のモニタリング、支援や助言が十分ではなかった。現在、新たな内部質保証システムの運用が始まったばかりではあるが、内部質保証推進会議の統括により、学部及び大学院研究科その他の組織と連携した形態で全学的な PDCA サイクルを機能させる土台を整えることができている。

本学では、内部質保証推進会議が、内部質保証システムの適切性について点検・評価し、その結果を検証したうえで、必要に応じて改善、向上を図ることとしている（資料 2-1）。内部質保証推進会議では、2017 年度から運用を始めた状況下の内部質保証システムの有効性について点検・評価を行い、適切性や有効性を判断する資料や情報の精査と充実が必要であることを確認した。また、現時点では実施に至っていないが、外部評価を通して本学の内部質保証の妥当性を確保することができるよう、内部質保証推進規程第 2 条第 5 号で外部評価委員会を置くことができる旨を規定している（資料 2-1）。

（2）長所・特色

本学の内部質保証推進会議（内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織）は、実質的な討議ができる規模であり、かつ全学的な観点でもって大学を俯瞰でき、そして、大学の諸活動に責任を持って対応できる立場であることを重視し、学長の任命により、教育、研究、学生支援、国際連携、管理運営等の本学の諸活動を所管ないしは統括する各組織の役職者計 10 名で構成している（資料 2-1）。また、各学部及び大学院研究科に置く質保証委員会の構成についても、それぞれの組織の執行を担い、教育の質保証に責任を持って対応できる立場であることを重視し、学部長又は研究科長、主任及び事務長としている（資料 2-1）。本学の内部質保証システムは、大学の運営、教学ガバナンスと切り離せない構造を確立しているところに特色を持つ（資料 2-2【ウェブ】）。

本学は、教育研究活動等の状況等に係る情報の公表について、大学ウェブサイト等を通して適切に公表するほか（基礎要件確認シート 4～6）、本学の基礎データ及び基本情報を集約した『同志社大学基礎データ集』を、過年度分も含めて大学ウェブサイト上で包み隠さず公表しており、透明性の点において社会に対しての説明責任を果たすことができている（資料 2-56【ウェブ】）。

（３）問題点

本学は、本学の内部質保証の妥当性を確保するための一つの方策として、外部評価委員会を置くことができる旨を内部質保証推進規程で規定しているが、2017 年度以降の新たな内部質保証システムの下では外部評価委員会の設置と外部評価の実施には至っていない。第一義的には、内部質保証推進会議が、学部及び大学院研究科その他の組織の自己点検・評価を客観的に精査する機能を果たし、第三者評価（機関別認証評価及び専門職大学院認証評価）の受審を通して学外から客観的な評価を受け、本学の自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するとしているものの、より客観性、妥当性を高めるため、2020 年度から外部評価実施要領の策定や外部評価委員会の設置等に取り組み、これらの整備ができ次第、外部評価を実施する。

（４）全体のまとめ

本学は、2017 年度に内部質保証システムの見直しを図り、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う組織として内部質保証推進会議を設置するとともに、内部質保証推進規程を制定し、内部質保証のための全学的な方針及び手続、すなわち、内部質保証に関する本学の基本的な考え方、内部質保証推進会議の権限と役割、同会議と学部及び大学院研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針等を定め、明示している。

本学は、「同志社大学教育の 3 つのポリシーを策定するための基本方針」を設定のうえ、原則として授与する学位ごとに 3 つの方針を策定している。

本学は、内部質保証推進規程に基づき、内部質保証推進会議の統括の下、全学で自己点検・評価活動を展開し、必要な改善・向上を図っている。また、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項についても、対応状況を自己点検・評価し、不十分な内容に関しては、大学として対応を促進している。

内部質保証推進会議は、教育の 3 つのポリシーが全学的な基本方針に基づいていることを確認し、各組織の自己点検・評価結果を集約、検証して、必要に応じて対応策を学長に提言している。また、同会議が、内部質保証システムの適切性の検証についても担っている。

本学は、自己点検・評価や内部質保証の客観性及び妥当性を高めるために、それぞれ外部評価者を加えること、外部評価委員会を置くことを制度として可能とし、工夫を講じている。ただし、制度構築をしたところであり、一部の学部及び大学院研究科で外部評価委員を加えているに留まっている。

本学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について、大学ウェブサイト、各組織や活動に係るオリジナルウェブサイト、大学ポートレートを通して積極的に公表するとともに、一部は

刊行物の発行も通して、社会に対する説明責任を果たしている。